

使用料の還付について

使用室名	還付できる期限	還付額
ホール	使用日の3ヵ月前の日以前の日 使用日が1月31日の場合は10月31日まで	全額
	使用日の2ヵ月前の日以前の日 使用日が1月31日の場合は11月30日まで	半額
会議室	使用日の1ヵ月前の日以前の日 使用日が1月31日の場合は12月28日まで <small>※12/29～1/3まで年末年始休館のため。</small>	全額

※ 上記期限までに使用取消の申請を行ってください。

※ 還付申請の際は「区役所附設会館使用許可書」、代表者の「印鑑」、代表者の振込先がわかるもの（通帳など）をご持参ください。